## 宇治都市計画地区計画の決定 (宇治市決定)

都市計画東隼上り地区地区計画を次のように決定する。

	名称	東隼上り地区地区計画
位 置		宇治市莵道東隼上りの一部、並びに羽戸山一丁目の一部
面積		約3.8ha
	地区計画の目標	当地区は、宇治市街地の東部に位置し、開発行為により住宅地が形成されている。 この住宅地において、これまでから緑豊かな低層で良好な住環境が維持されており、この住環境を将来に継続していく。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図り、自然と調和する 環境を形成する。敷地内の空地は周辺の環境との調和を図るよ うできるだけ植樹を行い、緑化の増進と地区の良好な景観形成 に努める。
	地区施設の整備の方針	現在の良好な住環境と共に維持されている既存の道路・公園 について、地区施設としてこれを維持・保全する。
	建築物等の整備の方針	低層の住宅地を形成するため、建築物の高さや工作物の意匠 形態を制限する。 良好な住環境の維持や良好な景観形成を図るため、最低敷地 面積を定め、壁面の位置や一部の工作物を制限する。 建築物の用途において、専用住宅地区は専用住宅を基本とし、 沿道住宅地区は周辺住民の日常生活に必要な物品の販売やサー ビスを提供する兼用住宅も建築できることとする。

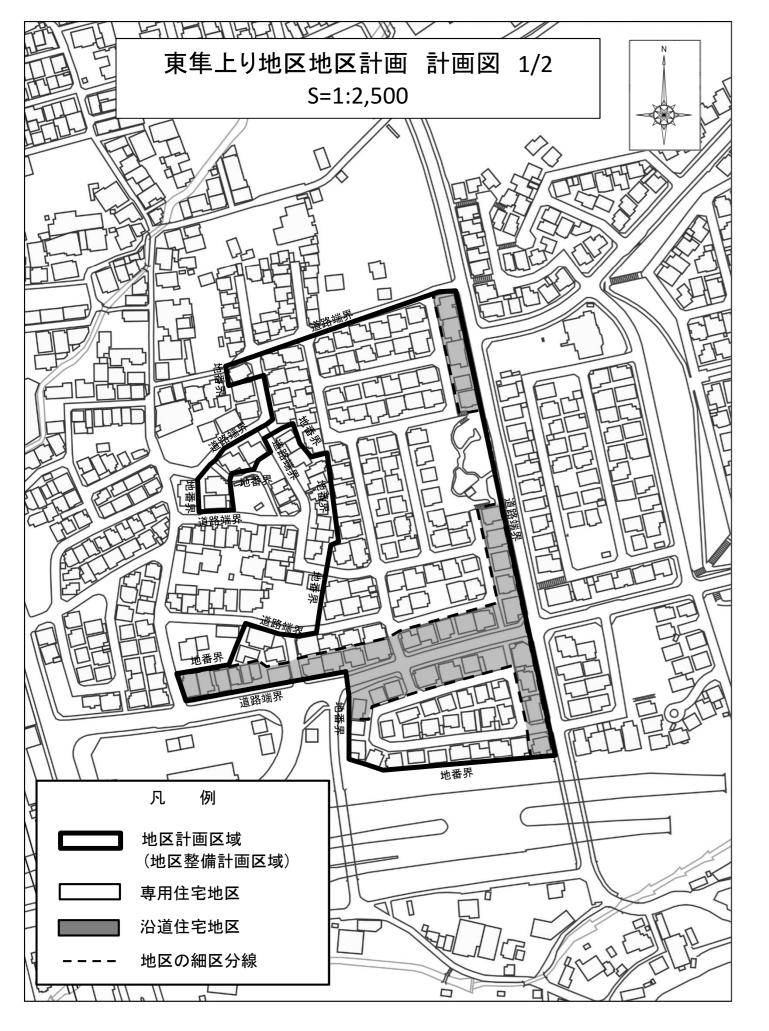
	地区施設の配置及び規模		区画道路A : 幅員 12 区画道路B : 幅員 6m 公 園 : 面積 約50 配置は計画図のとおり	า
		地区の細分	専用住宅地区	沿道住宅地区
		地区の細区分 面積	約 2 . 9 ha	約 O . 9 ha
		建築物の用途	次に掲げる建築物以外の建	次に掲げる建築物以外の建
		の制限	築物は、建築してはならない。	築物は、建築してはならない。
			また、1号から4号に掲げる	また、1号から4号に掲げる
			建築物の離れとして使用する	建築物の離れとして使用する
			ものは建築してはならない。	ものは建築してはならない。
			1 専用住宅(建築基準法別	1 専用住宅(建築基準法別
			表第2(い)項1号に定め	表第2(い)項1号に定め
			る「住宅」をいう。) ただし、	る「住宅」をいう。)ただし、
地	建		長屋を除く。	長屋を除く。
区	築		2 兼用住宅 ただし、延べ	2 兼用住宅(建築基準法施
整	物		床面積の二分の一以上を	行令第130条の3の各
			居住の用に供し、かつ、居	号で定める用途に限る。)
備	等		住以外の用途に供する部	3 併用住宅(建築基準法施
計	12		分の床面積の合計が50 ㎡以下で、建築基準法施行	行令第130条の3の各 号で定める用途に限る。)
画	関		令第130条の3で定め	4 診療所(患者の収容施設
	" "		る次の用途に限る。	がない兼用住宅・併用住宅
	す		(1)事務所	に限る。)
	る		(2)学習塾、華道教室、	5 集会所
	事		囲碁教室その他これ	6 巡査派出所、公衆電話所
	-		らに類するもの	その他これらに類する公
	項		(3)美術品又は工芸品を	益上必要な建築物で、建築
			製作するためのアト	基準法施行令第130条
			リエ又は工房	の4で定めるもの
			3 併用住宅 ただし、延べ	7 前各号の建築物に附属す
			床面積の二分の一以上を	るもの(建築基準法施行令
			居住の用に供し、かつ、居	第130条の5で定める
			住以外の用途に供する部	ものを除く。)
			分の床面積の合計が50	8 1号から4号に掲げる住
			m <sup>3</sup> 以下で前号に掲げる用	宅(住宅宿泊事業法第2条
			途に限る。 4 診療所(患者の収容施設	第3項に規定する「住宅宿」
			4 診療所(患者の収容施設 がない兼用住宅・併用住宅	泊事業」に供するものを除 く。)
			に限る)	<b>\ \ \ \</b> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	I	I	10世代 0 /	

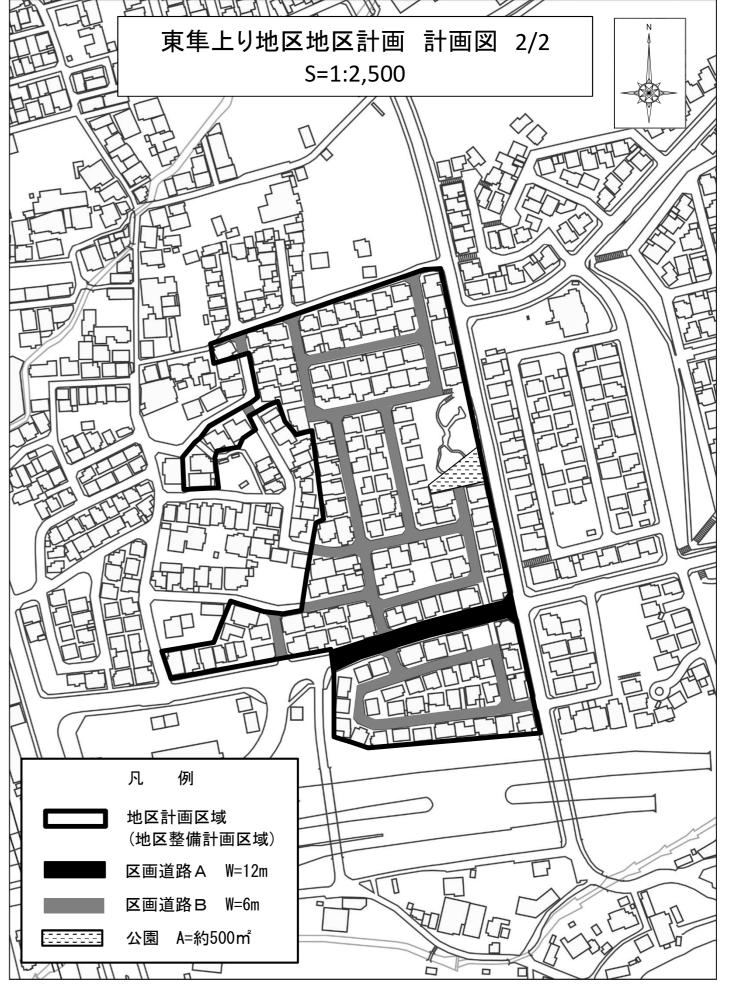
		建築物の用途の制限	5 集会所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、建築基準法施行令第130条の4で定めるもの 7 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。) 8 1号から4号に掲げる住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する「住宅宿泊事業」に供するものを除く。)	
	建	建築物の敷地	1 5 0 m²	
		面積の最低限 度	ただし、当該規定が定められた際、現に建築物の敷地とし	
	築	泛	て使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に	
地	物		存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使	
区	等		用するならば当該規定に適合しないこととなる土地につい	
整	1=		│て、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りで │はない。	
備	関		│はない。 │ 上記の土地について、複数の区画を一体的に利用した場合	
計	す		は、当該規定を遵守するものとする。	
画	る	壁面の位置の	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線およ	
		制限	び隣地境界線までの距離は、敷地面積が150㎡以上の敷地	
	事		においては1m以上とし、敷地面積が150㎡未満の敷地に	
	項		おいてはO.5m以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。	
			1 屋根付きカーポートまたは地下車庫。	
			2 独立した物置その他これに類する用途に供し、軒の高さ	
			が2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるも	
			の。 3 下屋や物干しその他これらに類する用途に供し、通風を	
			がげない構造であり、軒の高さ2.8m以下で、かつ床面	
			積の合計が15㎡以内であるもの。	
			4 壁面後退線を超える外壁、またはこれに代わる柱の中心	
			線の長さ(柱がなく、外壁から突出したバルコニー等を含む。)の合計が3m以内の建築物で、前各号を除くもの。	
			し。)の音音が3m以内の建築物で、前各方を除くもの。 出窓については上記の規定にかかわらず、道路境界線およ	
			び隣地境界線までの距離を0.5m以上とすることができる。	
			ただし、その外壁の長さの合計が5m以下で、下端の床面か	
			らの高さが0.3m以上のものに限る。	

		建築物等の高	建築物の最高高さは10m以下とし、かつ、軒の高さは7
		さの最高限度	m以下とする。
地区整備計画	建築物等に関する	建築物等の形態又は意匠の制限	1 現に建築物の敷地として使用されている土地の擁壁は、 地盤面を高くすることを目的に撤去、設置してはならない。 ただし、二つ以上の区画を一体的に利用する場合は、擁 壁の高さをその中で一番低い地盤面に 0.5 m加えた高さ までにすることができる。 2 擁壁の上端から敷地境界の間に、附属車庫、門等、屋外 階段、建築設備又は屋外広告物以外の工作物を設置しては ならない。
	事項	かき又はさくの構造の制限	敷地周囲の垣・柵・塀は、敷地地盤面から2m以下とし、「生垣」又は「柵」を基本とする。道路側は極力緑化に努め、地区にふさわしい景観形成に配慮するものとする。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」 (理由)

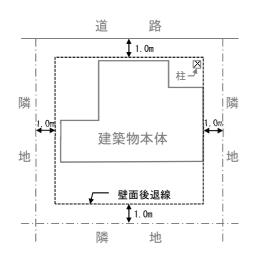
当地域で建築協定により形成されてきた、緑豊かな低層で良好な住環境の保全を図るものです。

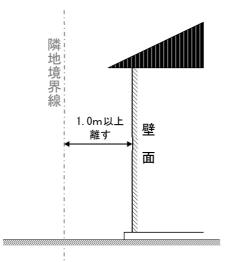




## 壁面の位置の制限について

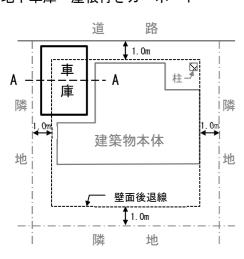
建築物の外壁・これに代わる柱の面は、壁面後退線 1mを超えることはできません。

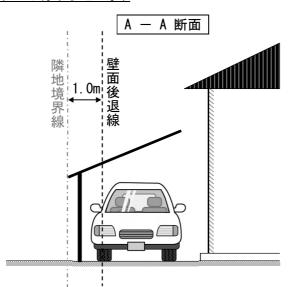




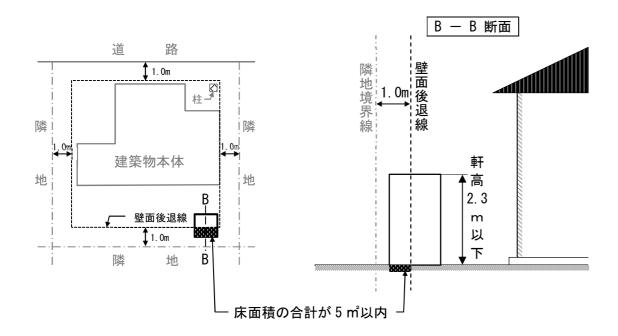
## ※除外要件(次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。)

① 地下車庫・屋根付きカーポート

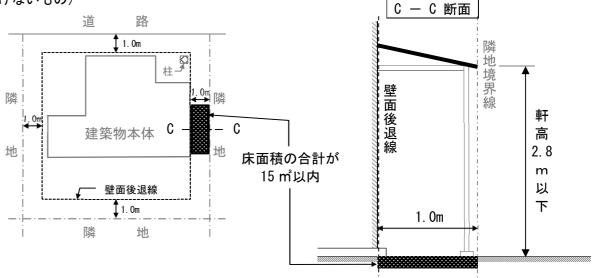




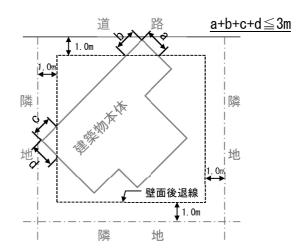
② 軒高 2.3m以下かつ、壁面後退線を超える床面積の合計が5m以内の物置等(移動・撤去が容易なもの)



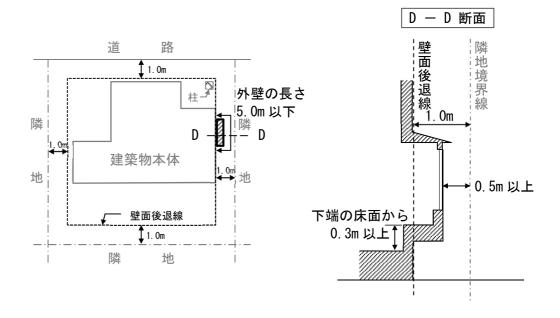
③ 軒高 2.8m以下かつ、壁面後退線を超える床面積の合計が 15 m以内の下屋や物干し場等 (通風を妨げないもの)



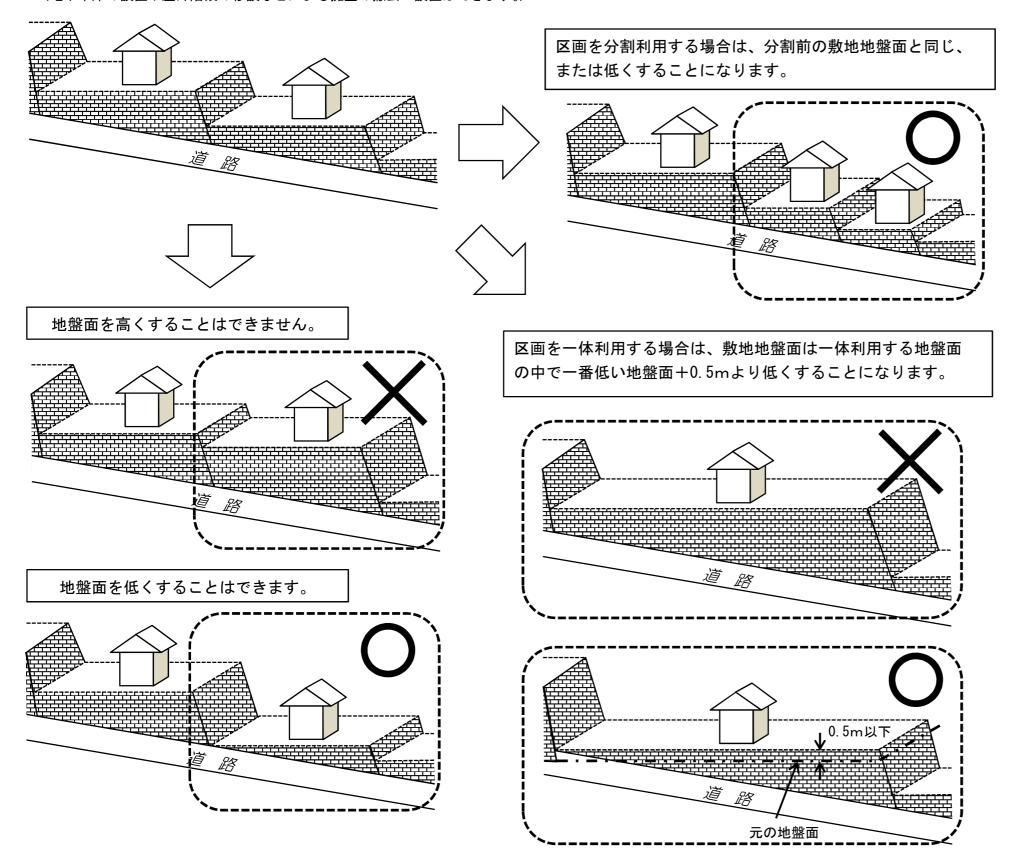
④ 壁面後退線を超える外壁、または、これに代わる柱の中心線の長さ(柱がなく、外壁から突出したバルコニー等を含む。)で、その総延長が3m以内の建築物



⑤ 出窓(外壁の長さの合計が5m以下かつ下端の床面からの高さが0.3m以上の場合に限り、道路境界線・隣地境界線との距離を0.5m以上とすることができる。)



現に建築物の敷地として使用されている土地の擁壁は、地盤面を高くすることを目的に撤去・設置できません。 (地下車庫の設置や屋外階段の移設などによる擁壁の撤去・設置はできます。)



擁壁の上端から敷地境界の間に、附属車庫、門等、屋外階段、建築設備又は屋外広告物以外の工作物を設置できません。

